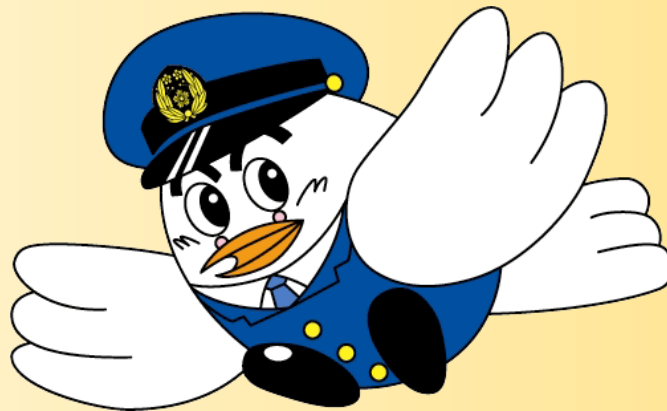


高齢者向け
(四輪車利用者)

交通安全 e ラーニング



埼玉県警察本部 交通総務課

高齡者の事故の特徴

■ 歩行者の事故の特徴

- ・ 令和 7 年中の歩行者死亡事故の**約70%は65歳以上の高齢者**（例年70%前後）
- ・ 令和 7 年中の歩行者死亡事故を昼夜別でみると、日中が11人、**夜間が32人**と日中の約 3 倍夜間に発生している。



■ 自転車の事故の特徴

- ・ 令和 7 年中の自転車事故死傷者（4,243人）のうち、**約70%は何れかの交通違反を犯している。**
- ・ 令和 7 年中の自転車事故死者（25人）のうち、**10人（40%）は頭部**が致命傷となっている。

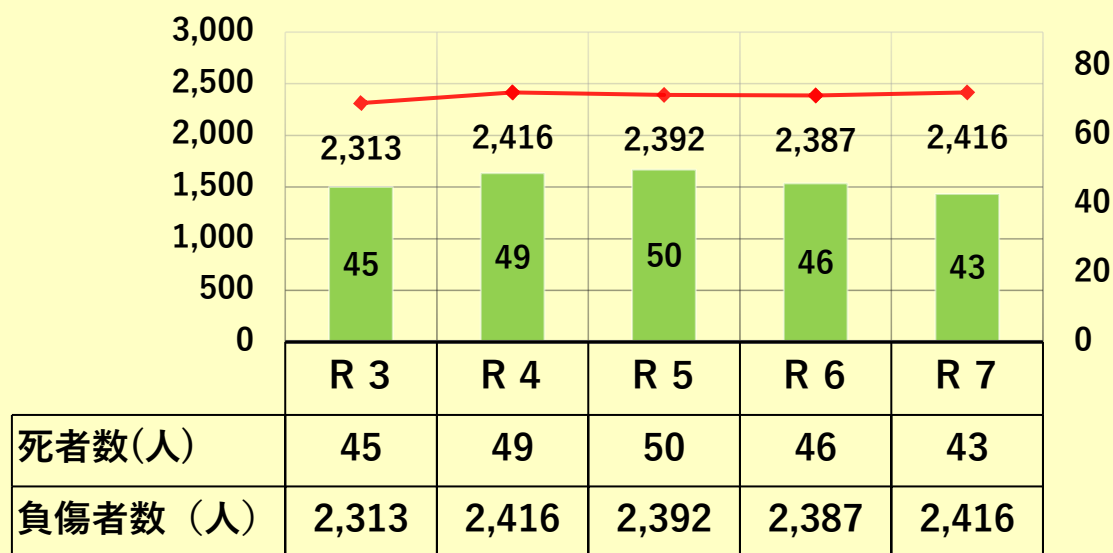


高齢者が事故に遭った場合、死亡等の重大な結果に至る危険性が高まるため、正しい道路の通行方法を理解し実践することが重要です。

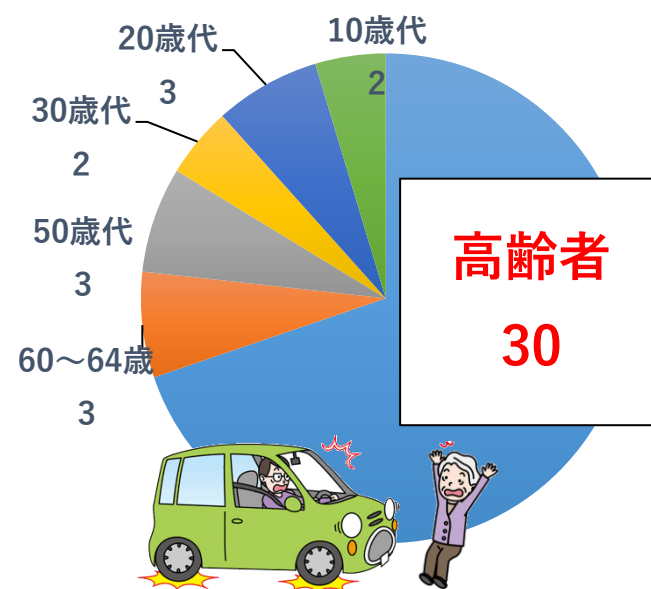
高齢者の事故の特徴

1 歩行者事故死者数・負傷者数の状況

死者数・負傷者数の推移（過去5年）



令和7年中 年齢別

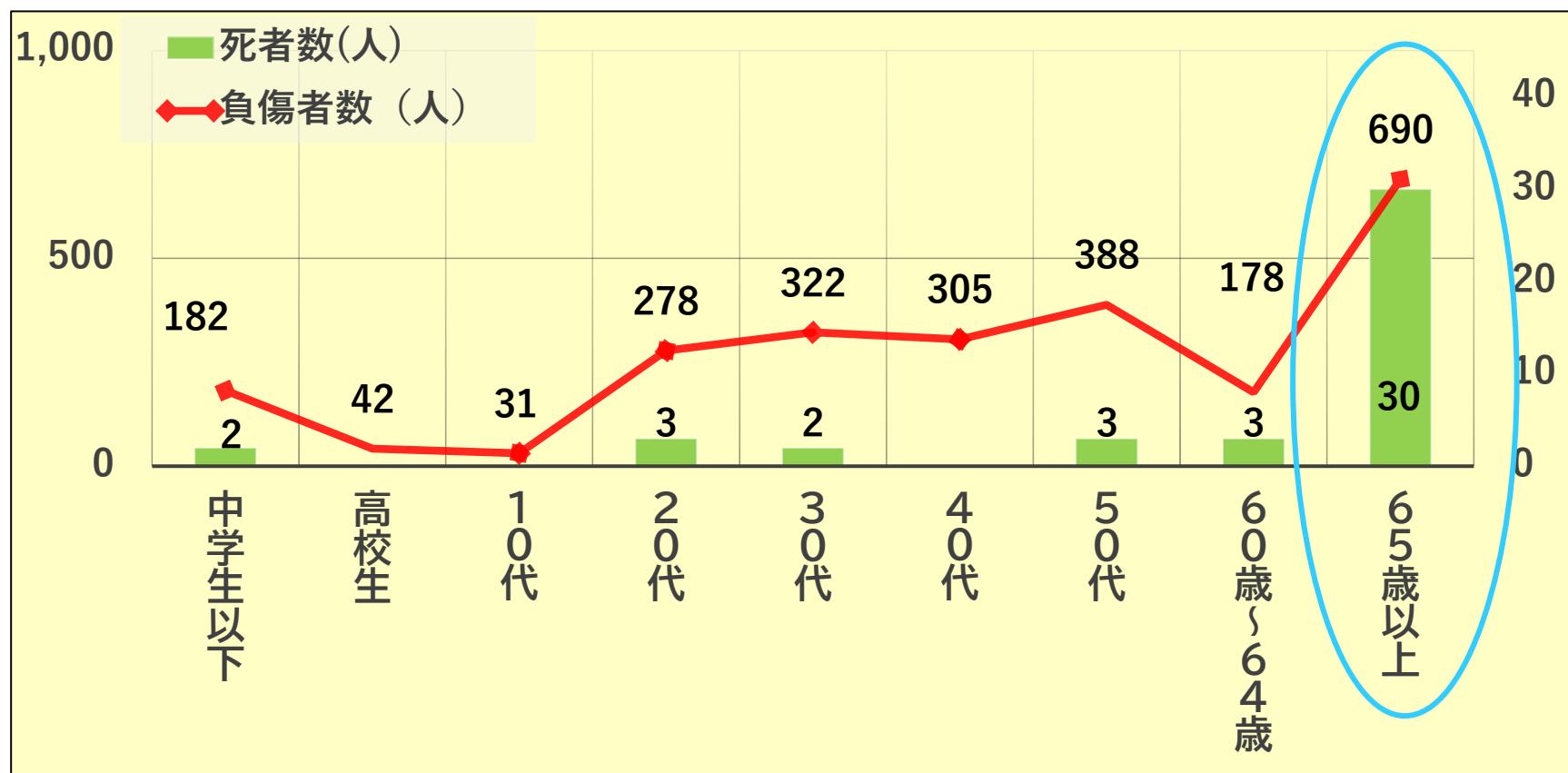


- 過去5年間の歩行者の交通事故死者・負傷者については横ばい
- 令和7年中の歩行者死亡事故の**約70%は65歳以上の高齢者**（例年70%前後）
- 令和7年中の歩行者死亡事故を昼夜別でみると、日中が11人、**夜間が32人**と日中の約3倍夜間に発生している。

高齢者の事故の特徴

2 歩行者 年齢別死者数及び負傷者数

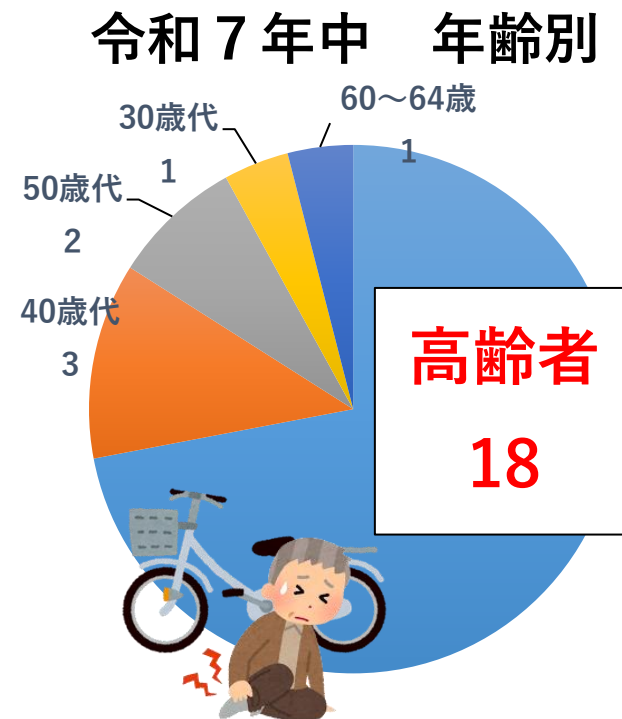
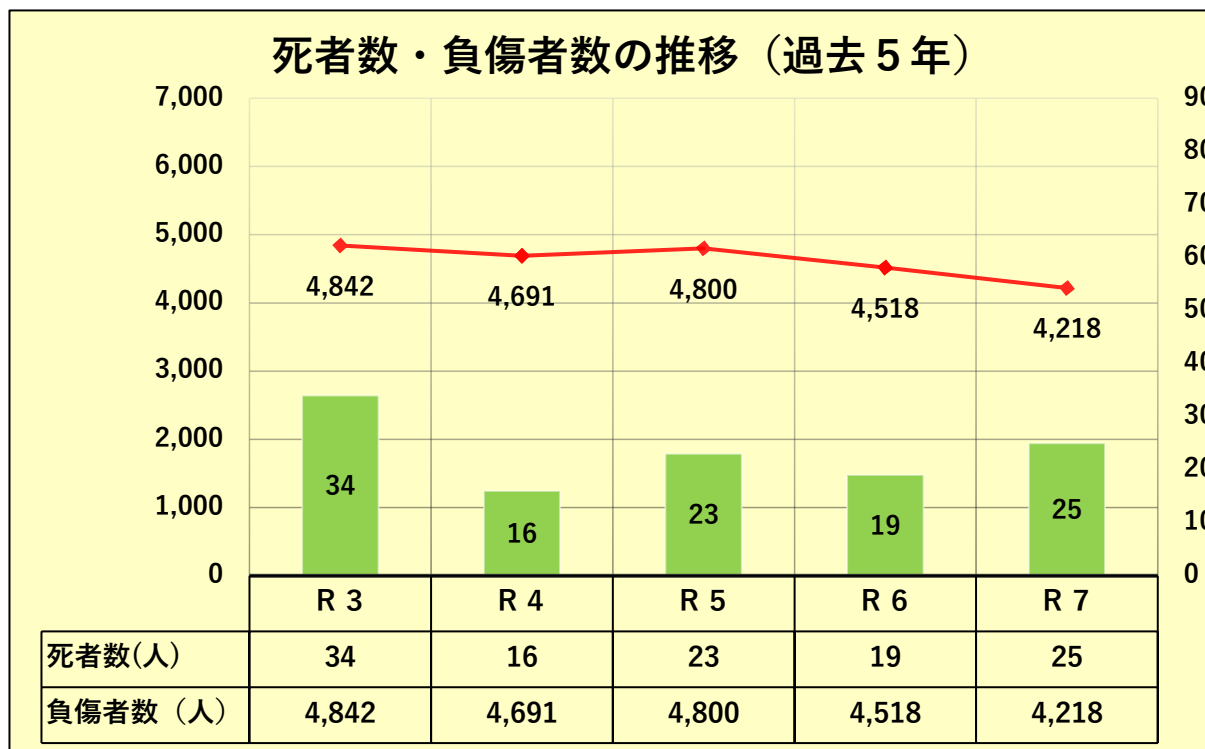
(令和7年中：死者43人：負傷者2,416人)



○ 65歳以上高齢世代歩行者の負傷者数は690人、死亡者数は30人で、他と比べても非常に多い。

高齢者の事故の特徴

3 自転車事故死者数・負傷者数の状況

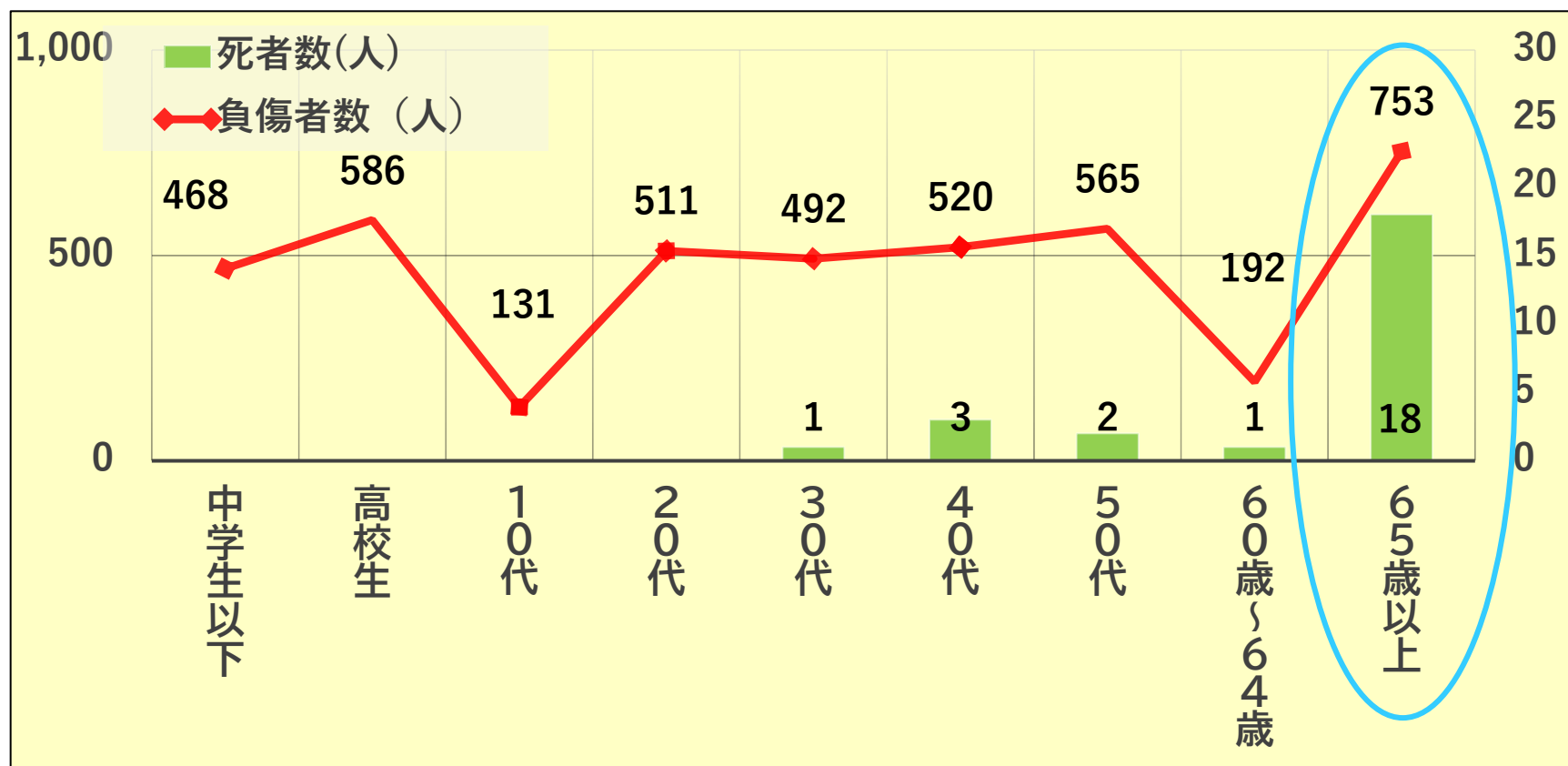


- 令和7年中の自転車事故死傷者（4,243人）のうち、**約70%は何れかの交通違反を犯している。**
- 令和7年中の自転車事故死者（25人）のうち、**10人（40%）は頭部が致命傷となっている。**

高齢者の事故の特徴

4 自転車 年齢別死者数及び負傷者数

(令和7年中：死者25人：負傷者4,218人)



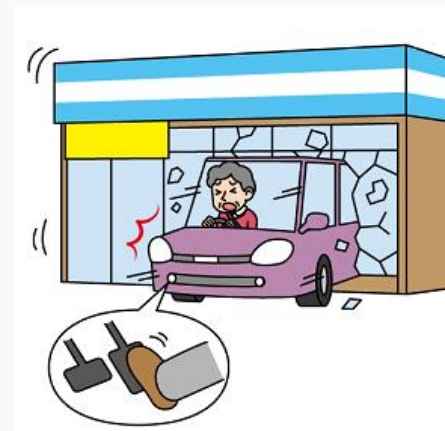
○ 65歳以上高齢世代自転車の負傷者数は753人、死亡者数は18人で、他と比べても非常に多い。

加齢に伴う身体の機能の変化が行動に及ぼす影響

- 加齢に伴い、個人差があるものの、一般的に
 - ・ 歩行が遅くなること
 - ・ 自転車や二輪車での走行が不安定になること
 - ・ 危険の発見と回避が遅れがちになること
 - ・ 危険を回避するためにとっさの行動をとることが困難となること

等、身体の機能の変化が行動に及ぼす影響を理解することが重要です。

- また、健康診断を受けるなどして、身体の機能の変化を客観的に把握するとともに、道路を通行する場合無理をせず、また、安全確認を十分に行いましょう。



危険予測と回避

認知・判断・操作

交通事故の多くは、「気付いた時にはもう遅い」から起きています。

ですから、これから起きそうな危険を予測して、事故になる前に回避することが重要

運転の3要素

運転に必要な3要素

認知・判断・操作のうち、**認知ミス**
(気が付かなかった、見えなかった)
により発生する交通事故が多いと言われています。

いち早く危険を予測して、早く認知することが事故を起こさない運転のポイントとなります。



安全運転義務

1

安全運転義務は、法律で定められています

安全運転の義務 (道路交通法第70条に規定された義務の内容)

車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

安全操作の義務

安全確認の義務



運転に慣れてくると、運転中の緊張感が無くなり、注意力や安全運転に対する意識が低くなります。安全運転を意識した運転が必要です。

安全運転義務

2 安全運転義務違反に該当する行為 1～6

1 運転操作不適

ハンドルやブレーキの操作ミスなど

2 前方不注視

漫然運転・・・「ぼーっと」運転し、人や車の動き、信号などを見落とす

脇見運転・・・よそ見をしたり、車内で落としたものを拾うなどして運転に集中していない

3 動静不注視

周りの人や車の存在に気付きながらも、危険ではないと判断し注意しなかった

4 安全不確認

左右の安全確認が足りていなかった



5 安全速度違反

制限速度内で走行してはいたが、交差点や横断歩道、見通しの悪い所を徐行せず走行した

6 予測不適

相手がよけてくれると思ったなどの、思い込みなど

交通事故の多くは、この安全運転義務を守らなかったことが原因で発生しています。

安全操作と安全確認を励行し、**速度を落として運転**することで、多くの交通事故を減らすことができます。



交差点事故

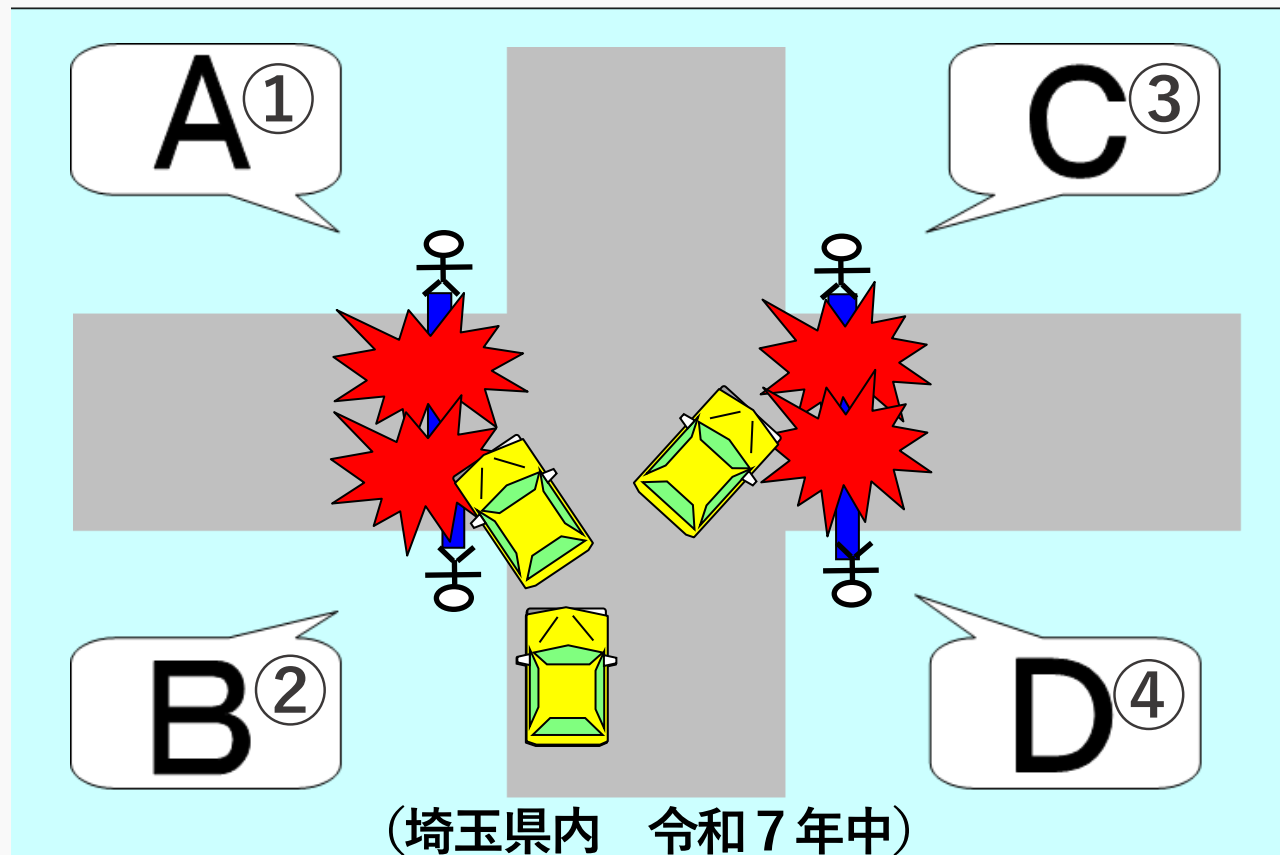
1

単路より交差点での事故が多い！
では、A～Dどのパターンの事故が多い？

交差点における車両（原付以上）と横断歩行者の人身事故

- ①左折車と
Aからの横断者
- ②左折車と
Bからの横断者
- ③右折車と
Cからの横断者
- ④右折車と
Dからの横断者

さあ、どのパターンの事故
が1番多いでしょうか？



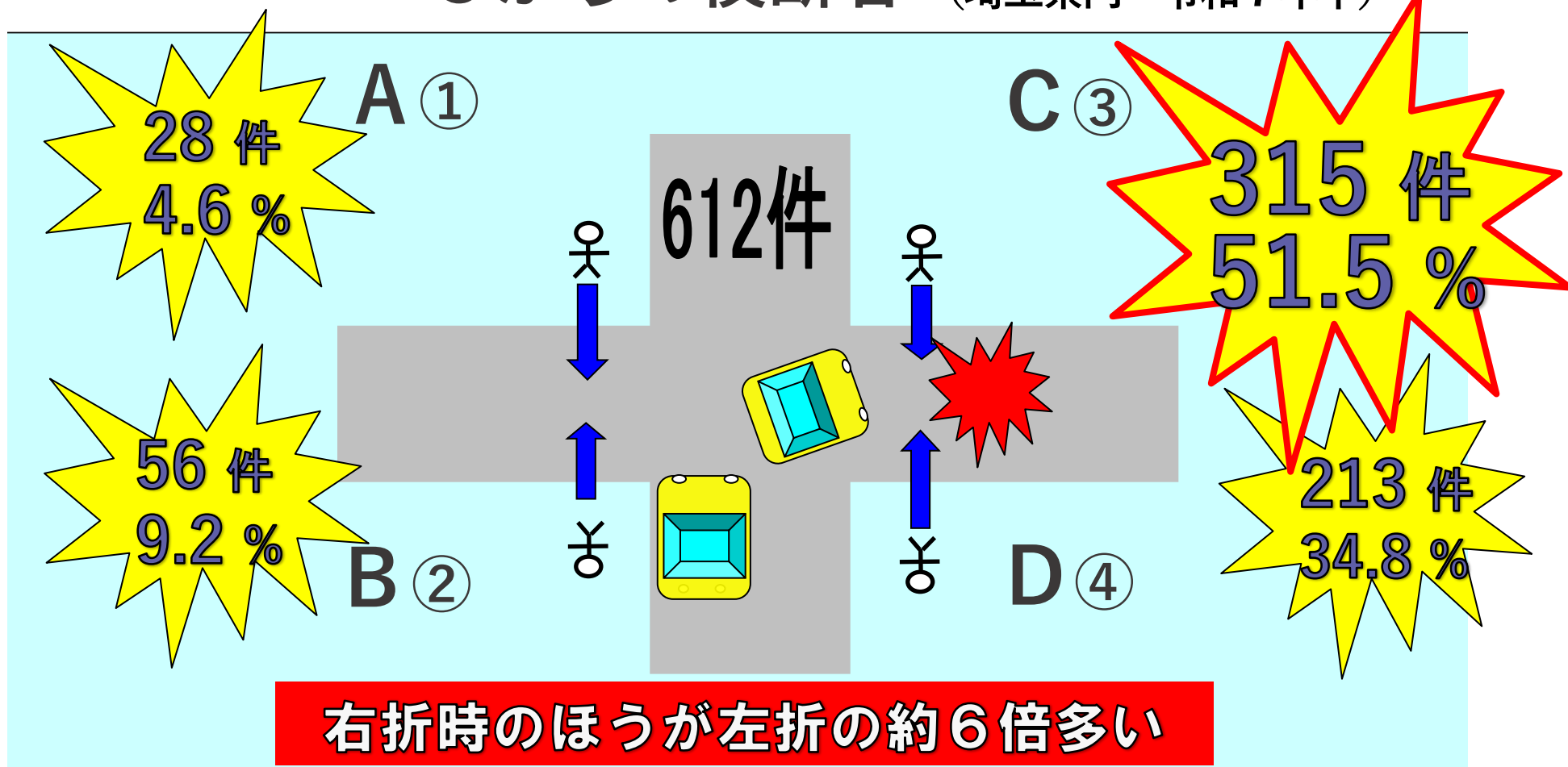
交差点事故

1

単路より交差点での事故が多い！
では、A～Dどのパターンの事故が多い？

正解は・・・③右折車と

Cからの横断者 (埼玉県内 令和7年中)



右折時の事故が多い原因は何ででしょうか。

交差点事故

右折時の事故が多い原因

■ 安全確認のポイントが多い

右折をする際に、確認するポイントとして

- ・ 手前や奥からの横断者
- ・ 車道や横断歩道から走行してくる自転車
- ・ 対向車両

などがあります。

■ 対向車の死角から車両が・・・

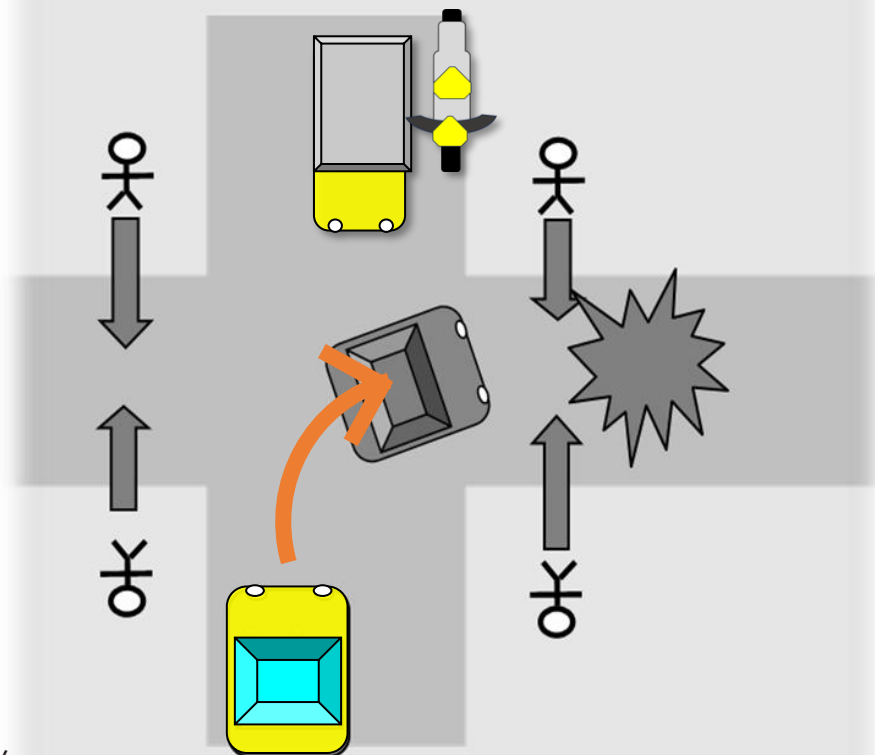
対向車の脇から走行してくる自転車やバイクに気を取られる。

■ サンキュー事故

対向車両が、「お先にどうぞ」と合図してくれたことで、早く右折しようという気持ちから安全確認が疎かになるなど

1

単路より交差点での事故が多い！
では、A～Dどのパターンの事故が多い？



POINT

二輪車は、対向車両から「自分のことは見えていないかも」と危険を予測して速度を落としましょう。



歩行者は「横断意思表示」 車両は「横断歩道は歩行者優先」

1 歩行者は「ハンドサイン」で横断意思表示

令和3年4月15日、交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部が改正され、**信号機のない道路での横断は、手を上げるなどして運転者に横断の意思を明確に伝える**ことが歩行者の心得として盛り込まれました。



■ 「横断歩道、渡ります。」をハンドサインで意思表示

信号機のない横断歩道を安全に渡るためには、運転者に「横断歩道を渡ります。」と意思表示をすることが大切です。手を上げる、手を差し出す、軽く手を振る等、**ハンドサインを出す**と**約8割の車両が停止した**という調査結果（※）があります。（※令和3年 県警調査）

ハンドサインで安全に横断歩道を渡りましょう。



教則等の改正に伴い
実地調査を実施

歩行者は「横断意思表示」 車両は「横断歩道の歩行者優先」

1 歩行者は「ハンドサイン」で横断意思表示

横断歩道横断時の
安全行動イメージ
キャラクター 🖐
ハンドサインの
サインちゃん



埼玉県警では、こちらのキャラクター 🖐 を用いて、安全な横断歩道の渡り方と「横断意思表示」の大切さをお話しています。

こどもだけでなく、大人にも安全行動をお願いしています。

S しっかり
ハンドサインで意思表示



I いつでも
いつでも左右の安全確認



G じーっくり
渡っている間もじーっくり確認



N にっこり
停まってくれて「ありがとう」



歩行者は「横断意思表示」 車両は「横断歩道は歩行者優先」

2 車両は「横断歩道は歩行者優先」

自転車や車などの車両を運転する皆さま

横断歩道は歩行者優先です。現に横断歩道やその付近での交通事故が多発しています。

横断歩道での車両の交通ルール（道路交通法第38条）を確認しましょう。



「KEEP 38
プロジェクト」
シンボルマーク

ルール
1

横断歩道に近づいたときは
停止できる速度に減速



横断歩道付近は、歩行者の飛び出し等に備える必要があります。

**ルール 1 「横断歩道に近づいたときは、
停止できる速度に減速」**

横断歩道に近づくときは、横断歩道の直前（停止線の直前）で停止できるような速度で進行しなくてはなりません。（道路交通法第38条第1項前段）

ルール
2

横断歩行者等がいるときは
必ず一時停止



横断している歩行者や横断しようとしている歩行者がいる場合は、必ず一時停止してください。

**ルール 2 「横断歩行者等がいるときは、
必ず一時停止」**

横断歩道を横断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、その横断歩道の直前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければなりません。（道路交通法第38条第1項後段）

歩行者は「横断意思表示」 車両は「横断歩道は歩行者優先」

2 車両は「横断歩道は歩行者優先」

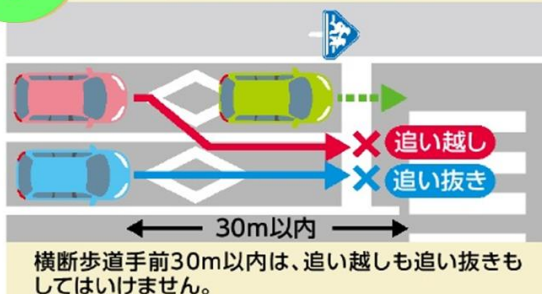
ルール 3 停止車両がいるときは 必ず一時停止



ルール 3 「停止車両がいるときは、 必ず一時停止」

横断歩道付近で停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、その前方に出る前に一時停止しなければならない。（道路交通法第38条第2項）

ルール 4 横断歩道手前の 追い抜き・追い越し禁止



ルール 4 「横断歩道手前の 追い抜き・追い越しの禁止」

横断歩道手前30m以内は、追い越しも追い抜きもしてはいけません。（道路交通法第38条第3項）

企業の皆さま KEEP38プロジェクトモデル事業所募集

埼玉県警では、KEEP38(キープサンハチ)プロジェクトモデル事業所(バス、タクシー、トラックなど運輸事業所及び業務に車を使用する事業所等)を募集しています。このプロジェクトは、道路交通法第38条の交通ルールを正しく理解し、その遵守を表明して模範運転をすることにより、歩行者優先の機運を高め、安全運転の促進を図る取り組みです。詳しくは県警ホームページをご確認ください。



夜間の運転

1 早めのライトの点灯



自動車は、夜間、道路を通るときは、前照灯、車幅灯、番号灯及び尾灯を点灯しなければならないと定められています。

ライトをつけずに走行すると、歩行者や車などに自身の存在を気づいてもらえず、とても危険です。

また、ライトを早めに点灯して**自身の存在を認識させることで、事故防止にもつながります。**

【罰則】 5万円以下の罰金、過失同じ



参考 夜間以外の点灯義務等

車両等は、トンネルの中や濃霧の中などで、視界が50メートル（高速自動車国道では200メートル）以下の暗い場所を通行するときは、夜間同様、前照灯など特定の灯火の点灯義務と、前照灯の減光操作義務が生ずる。 【罰則】 5万円以下の罰金、過失同じ

夜間の運転

2 ハイビーム（走行用前照灯）の活用

道路状況に合わせ、ハイビーム（走行用前照灯）を有効活用することで、歩行者や自転車更には、路上寝こみなどを早期に発見することができ、交通事故を防ぐことができます。



ハイビーム 走行用前照灯

「ハイビーム」の正式名称です。ロービームに比べ照射範囲が広くなり約100メートル先まで照らすことが可能となります。先行車や対向車がない場合はハイビームで走行しましょう。



ロービーム すれ違い用前照灯

「ロービーム」の正式名称です。ハイビームに比べ照射範囲が狭いので、対向車や先行車がいる場合はロービームで走行しましょう。

高齢歩行者の行動に注意しましょう

道路横断中の交通事故が多く、特に高齢歩行者が多く亡くなっています。

① 車両直前直後の横断



渋滞している車の陰から、**歩行者や自転車**が飛び出してくるという危険を予測しながら、運転しましょう。

横断歩道が近づいてきたときは、すぐ止まれるような速度に減速しましょう。

② 横断歩道外での横断



道路交通法では横断歩道が近くにある場合、「横断歩道を横断しなければならない」と定めていますが、**高齢者は反対側目的地の最短距離を渡りたいために、横断歩道を利用せず道路を渡ろうとすることがあります。**

高齢歩行者の行動に注意しましょう

③ 斜め横断



斜め横断は道路交通法で禁止されていますが、**高齢者は道路の反対側に目的地がある場合、なるべく近くを渡ろうとする傾向があります。**

夜間に限らず、道路付近で高齢者を見かけたら「渡ってくる、かもしれない」と予測し、危険に備えましょう。

④ 信号無視



高齢歩行者の中には、信号をよく確認せずに渡ってくる人もいますので「信号が青だから車両が優先！」という意識は、あまり強く持たないようにしましょう。

｜ ながら運転

スマートフォンや携帯電話使用中（ながらスマホ）の交通事故が多発したことから、罰則を強化するとともに、同違反に係る基礎点数及び反則金額が引き上げられた（R1.12.1～）

携帯電話使用等（保持）違反

6 月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金

+

違反点数 3 点

反則金

大型 25,000円

普通 18,000円

二輪 15,000円

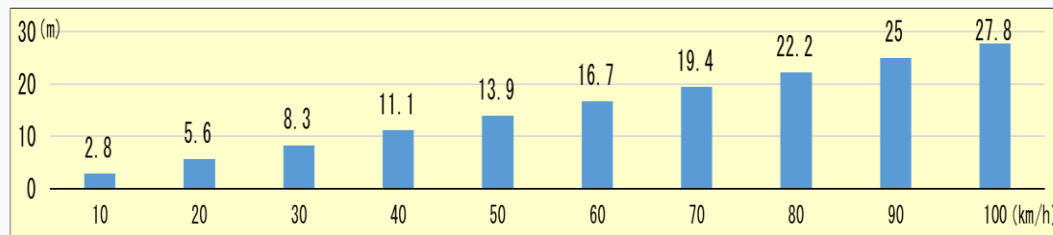
原付 12,000円

携帯電話使用等（交通の危険）違反

1 年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

違反点数 6 点

1 秒間で車が進む距離



 **POINT**

時速40kmで走っている車両は、1秒間に11.1mも進んでいる。
スマートフォン等は鞆にしまい、運転に集中しましょう。



飲酒運転の根絶

飲酒運転すると、アルコールが全身にまわって脳の働きを麻痺させ、安全運転に必要な注意力や判断力等が低下する。

1 アルコールが運転に与える影響

■ 反応が遅れる

運動能力が低下するため、ハンドル操作やブレーキ操作が遅れる

■ 視力が落ちる

動体視力が落ち、視野が狭くなるため、信号機の変化や歩行者の発見が遅れる。

■ 居眠り運転

眠気が生じることで、平衡感覚が乱れて蛇行運転したり、前車に気づかずに追突する。

■ ルールを無視する

理性が失われ、運転に必要な判断力が低下し、スピードを出し過ぎたり、乱暴な運転になる。



飲酒に関する基礎知識

アルコール 1 単位（純アルコール 20 g を含む酒量）の分解には、個人差はありますが、男性で約 4 時間、女性で約 5 時間かかるといわれています。

1 単位のアルコールに相当する飲酒量

お酒の種類	ビール (ロング缶)	日本酒 (1合)	ウイスキー (ダブル60ml)	焼酎 (1合180ml)	ワイン (グラス2杯)	チューハイ (ショート缶)
アルコール度数	5 %	15 %	43 %	25 %	12 %	7 %
内容量	500ml	180ml	200ml	100ml	200ml	350ml

純アルコール量の計算式

酒の量(mg)×[アルコール度数(%)÷100]×0.8（アルコールの比重）＝純アルコール量（g）

例) ビール（5%）のロング缶（500ml） 1本 $500 \times [5 \div 100] \times 0.8 = 20$ （g）＝1単位



午後10時にビール（5%）のロング缶（500ml）を2本と、日本酒（15%）2合を飲み終えた場合、合計4単位となり、アルコールの分解に約16～20時間かかる。

飲酒運転の根絶

2 飲酒運転に関する罰則

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律

令和8年7月21日施行

～危険運転致死傷罪の対象となる行為の明確化等～

危険運転致死傷罪（第2条第1号）

アルコール影響正常運転困難状態（身体に血液1mlにつき1.0mg以上又は呼気1ℓにつき、0.5mg以上のアルコールを保有する状態）その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車（原動機付自転車を含む）を走行させ、人を死傷させた場合

死亡事故 1年以上の有期拘禁刑（上限20年）
負傷事故 15年以下の拘禁刑

違反点数45～62点

免許取消し（欠格期間5～8年）
※1.2

危険運転致死傷罪（第3条第1項）

アルコールの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車（原動機付自転車を含む）を運転し、よって**アルコール影響正常運転困難状態**で人を死傷させた場合

死亡事故 15年以下の拘禁刑
負傷事故 12年以下の拘禁刑

違反点数45～62点

免許取消し（欠格期間5～8年）
※1.2

過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪（第4条）

アルコールの影響で正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、人を死傷させた場合において、飲酒検知などの検査で発覚するのを免れようと、追い飲み、逃走行為などしたとき

12年以下の拘禁刑

違反点数45～62点

免許取消し（欠格期間5～8年）
※1.2

※1 前歴及びその他の累積点数が無い場合

※2 「欠格期間」とは運転免許の取消処分を受けた者が運転免許を再取得することができない期間

飲酒運転の根絶

2 飲酒運転に関する罰則

酒酔い運転

身体に血液 1 mlにつき1.0mg以上又は呼気 1 lにつき、0.5mg以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等（自転車を含む）を運転した場合

5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

+

違反点数35点 → 免許取消し(欠格期間 3年)
※ 1.2

呼気検査を拒否・妨害した場合

3月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転

身体に血液 1 mlにつき1.0mg未満の範囲内又は呼気 1 lにつき、0.5mg未満の範囲内において政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等（自転車を含む）を運転した場合

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

+

呼気 1 l 中のアルコール濃度が
0.25mg以上
違反点数25点

免許取消し
(欠格期間 2年)
※ 1.2

呼気 1 l 中のアルコール濃度が
0.15mg以上0.25mg未満
違反点数13点

免許停止
90日
※ 1

車両提供者

違反者が酒酔い運転の場合 →

5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

違反者が酒気帯び運転の場合 →

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

酒類提供者・同乗者

3月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

※ 1 前歴及びその他の累積点数が無い場合

※ 2 「欠格期間」とは運転免許の取消処分を受けた者が運転免許を再取得することができない期間



飲酒運転は運転者だけでなく、周辺者にも重い罰則があります！！

飲酒運転の根絶

3 飲酒運転による法的・社会的制裁

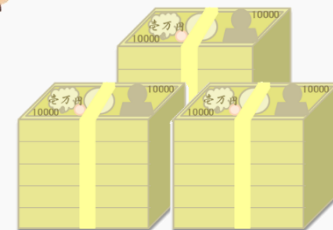
■ 刑事・行政処分

拘禁刑・罰金の刑事処分が科され、運転免許停止や取消しの行政処分を受ける



■ 損害賠償

交通事故を起こした場合には、相手に多額の損害賠償金を支払うことになる



■ 信頼の喪失

会社組織の社会的信用の失墜
会社から解雇されるなど、社会的地位を失うこともある



■ 家庭崩壊

多額の賠償金や失業のため、生活が困難となり、本人だけでなく家族までも非難されるなど、家族関係が悪化し、家庭が崩壊することもある



飲酒運転の根絶

4 飲酒運転をしない・させないために

■ 車両で酒席にいかないようにする

飲酒する可能性のある日は、自宅や職場などに車をおいていき、電車やタクシーなどの公共交通機関を利用しましょう

■ ハンドルキーパーを決める

車を運転し複数人で飲食店を訪れる際は、あらかじめ飲酒しない運転役「ハンドルキーパー」を決め、ハンドルキーパーになった者は絶対に飲酒せず（周りの人も絶対にお酒を進めない）、飲酒後は同席者を自宅等へ送り届けましょう

■ 運転代行を利用する

自宅近くに公共交通機関がなく、車で酒席に行かざるを得ない場合は、事前に運転代行を予約しておき、必ず自分の車の駐車場まで送り届けてもらいましょう

■ アルコールチェックをする

翌日運転する予定がある場合は、飲酒量を控えるなどの調整をし、翌日は運転前に必ずアルコールチェッカーで身体にアルコールが残っていないか確認しましょう。



アルコール依存症などで、自分だけでは解決できない人もいます。
そのような場合は、必ず専門医療に相談しましょう。

全席シートベルト着用

シートベルトは、交通事故に遭った場合の被害を大幅に軽減するとともに、正しい運転姿勢を保たせることにより疲労を軽減させるなど、様々な効果があります。

1 後部座席でもシートベルトの着用

自動車に乗ったら後部座席を含むすべての座席でシートベルトを着用しましょう。

後部座席でシートベルトの着用は全ての道路で義務です。

※ 6歳未満のこどもや、6歳以上であっても、体格等の事情により、シートベルトを適切に着用できないこどもには、チャイルドシートを使用させましょう。



全席シートベルト着用

2 後部座席シートベルト非着用の危険性

■ 車内で全身を強打する可能性がある

交通事故の衝撃により、すさまじい力で前席や天井等に叩きつけられることになります。時速60kmで進んでいる車が壁などに激突した場合、高さ14mのビルから落ちるのと同じ衝撃を受けます。

■ 車外に放り出される可能性がある

衝突の勢いが激しい場合、後席から車外に放り出されることがあります。車外に放り出されると、硬いアスファルトに体をぶついたり、後続車両にひかれることで、最悪の場合は命を落としてしまいます。

■ 前席の人が被害を受ける

衝突の勢いで後席の人が前方に投げ出されると、前席の人はシートとエアバッグで挟まれ、大けがをすることなどにより、命を奪われることもあります。



交通事故に遭ったときの3つの行動



- 交通事故を起こした時、事故に巻き込まれた時は
次の3つを確実に実施してください 

1 怪我人の救護

必要に応じて、119番通報

2 安全な場所へ避難

二次被害を防止するため、安全な歩道に移動する等

3 警察へ通報

必ず110番通報。ケガがない場合や、相手が立ち去った場合にも必ず通報しなければなりません。通報を怠ると、当て逃げ事件やひき逃げ事件の被疑者になる場合があります。



交通事故を起こした時の責任

刑事上の責任



刑事責任とは、交通事故を起こした加害者が、犯罪を犯したとして拘禁刑、罰金刑などに処されること。

交通事故の加害者は、刑事裁判で有罪判決が確定すれば、刑罰を受けることになります。

刑罰の内容、重さは、交通違反の態様、事故の結果（軽傷、重症、死亡等）、事故後の状況などに応じて裁判官が決めます。

道義的な責任



被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任がある。

民事上の責任



被害者に対する損害賠償の責任を負う。未成年の場合は保護者が責任を負うことになる。

被害者に賠償しなくてはならない損害とは、**治療費、通院交通費などの積極損害に加え、被害者が事故に遭わなければ得られたであろう収入を失ったことによる損害や、事故による精神的苦痛に対する慰謝料**も含みます。

サポートカー限定免許

新たな選択肢！サポートカー



運転継続か自主返納か
悩むわね～

中間的選択肢としてのサ
ポートカー限定免許に切り
替えて、安全に車を運転す
ることも考えてみようか？



埼玉県警察シンボルマスコット
「ポッポくん」

「サポートカー限定免許」とは…

「サポートカー限定免許」は「運転することができる自動車の範囲をサポートカーに限定する」条件が付いた運転免許制度です。年齢などの制限はなく、運転者本人の申請により、条件を免許に付与、又は変更することができます。
(付与できるのは現行の普通免許のみ)

- ・最近うっかりミス増えてきたかも
 - ・買い物や旅行もまだ運転が必要…
- そんなお悩みに

サポートカー限定免許

高齢者を中心に、交通事故防止対策として、先端安全技術を搭載した

「サポートカー」

に限り運転することが
できる運転免
許です。

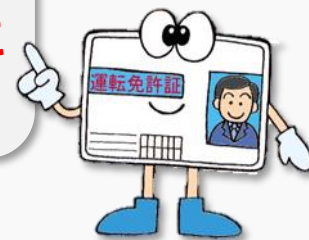


サポートカー限定免許

申請方法

運転免許の更新や再交付の際に併せて行うことができます。

※サポートカー限定免許が付与されるとサポートカー以外は車を運転することができなくなります。



■ 安全運転を支援する装置が搭載されています

- ・ 衝撃被害軽減ブレーキ
- ・ ペダル踏み間違い時加速抑制装置

このような機能が搭載され、サポートカー限定免許の対象車両リストに掲載されているサポートカーを運転することができます。（後付け装置対象外）

※安全装置を過信することなく安全運転をしましょう。

サポートカー限定免許の対象車両リストは、警察庁ウェブサイトで確認することができます。



運転免許の自主返納

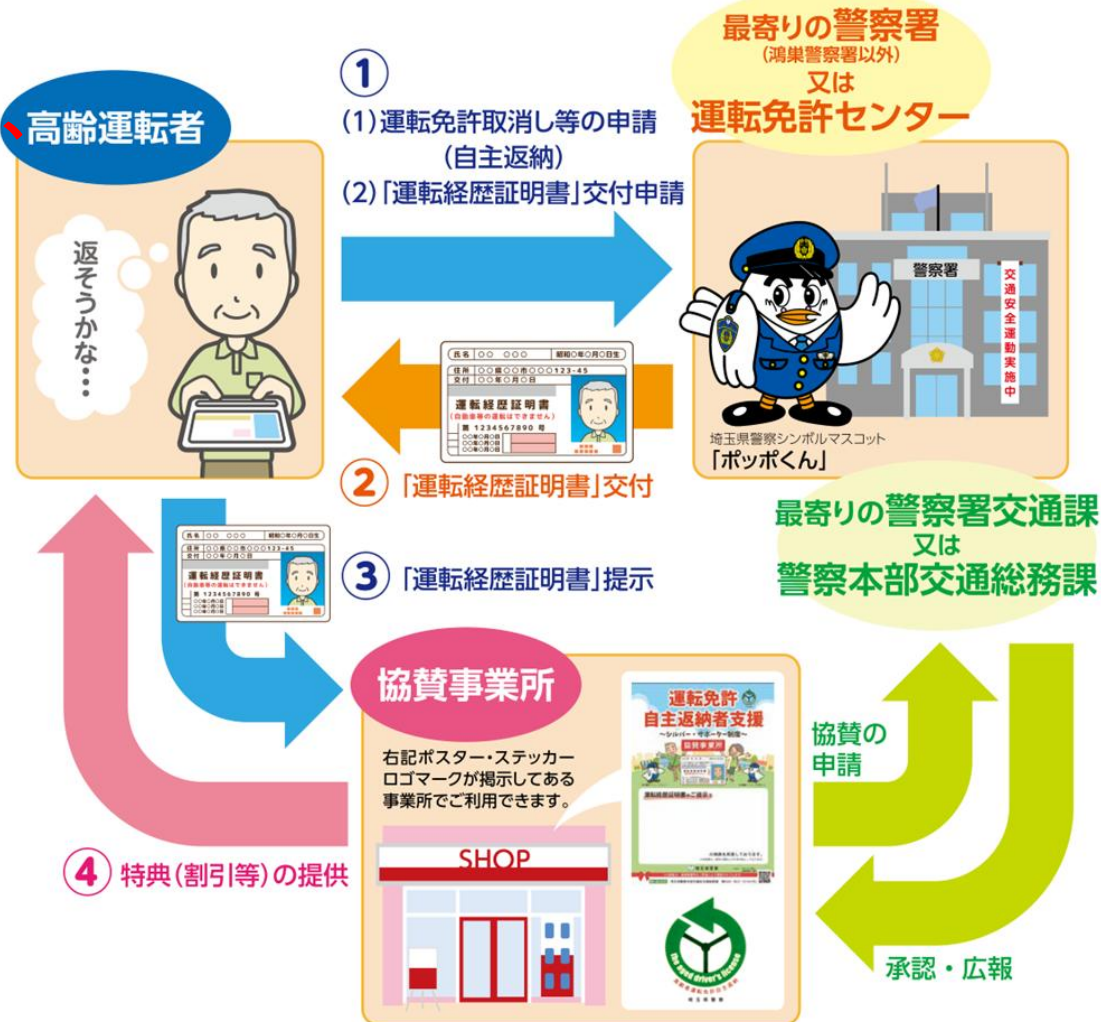
ご存じですか？シルバー・サポーター制度

「運転に自信がない」「家族から運転が心配と言われた」方は、運転免許の自主返納を考えてみてください。

有効期限内の運転免許証を自主返納すると「運転経歴証明書」を申請することができます。

「運転経歴証明書」は、有効期限がありません。

「運転経歴証明書」をシルバー・サポーター制度協賛事業所に提示すると、割引などのサービスを受けることができます。



交通事故ゼロを目指して



埼玉県警察本部 交通総務課